

令和4年12月22日開催

全員協議会資料

- リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について
- 1 リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金（雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金）の不正受給について 1～3
 - 2 （参考）リフレ上越山里振興株式会社による公表資料 別紙 1～3
 - 3 （参考）出資法人等経営状況報告書 別冊

リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について

1 不正受給の概要

(1) 助成金制度の概要（参考：厚生労働省ホームページ）

① 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響等により、事業活動を縮小した事業主に対し、従業員の雇用維持を図るため休業手当などの一部を助成するもの

② 緊急雇用安定助成金

アルバイト従業員など雇用保険被保険者ではない従業員を休業させた場合に、事業主に助成するもの

(2) 不正受給の概要

同社が、令和4年12月16日（金）に公表した資料（別紙1）、別紙2及び別紙3）のとおり

※ なお、市や会社の公表日については、新潟労働局から、同局の調査が完了し公表するまでに市や会社が公表すると、同局の公表内容と乖離が生じるおそれがあることから合わせるよう依頼があった。

2 同社と市の関わり

(1) 出資関係（第三セクター）

- 市が出資する第三セクター（資本金：6,000千円、市の出資比率87.8%）
- 決算報告は、以下のとおり
 - ① 決算確定後、市に決算状況を報告（毎年5月下旬）、定時株主総会で承認
 - ② 市は、「出資法人等経営状況報告書」（別冊）を作成し、議会に報告

(2) 指定管理

- 平成18年以降、同社を指定管理者として、リフレッシュビレッジ施設（くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷及びゆったりの家）の管理を委託
- 現在の協定内容

指定管理期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3か年）								
指定方法	随意指定								
指定管理料 （指定管理期間合計）	<table><tr><td>くわどり湯ったり村</td><td>155,649千円</td></tr><tr><td>ヨーデル金谷</td><td>21,475千円</td></tr><tr><td>ゆったりの家</td><td>2,766千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>179,890千円</td></tr></table>	くわどり湯ったり村	155,649千円	ヨーデル金谷	21,475千円	ゆったりの家	2,766千円	合計	179,890千円
くわどり湯ったり村	155,649千円								
ヨーデル金谷	21,475千円								
ゆったりの家	2,766千円								
合計	179,890千円								
市への実績報告 （仕様書で定めているもの）	<ul style="list-style-type: none">① 事業計画及び収支計画（前年度の3月20日まで）<ul style="list-style-type: none">・ 新年度の管理方針（目標）・ 施設の管理業務の実施計画 など② 月例報告（翌月25日まで）<ul style="list-style-type: none">・ 利用実績・ 施設の利用料金等の収支実績 など③ 中間報告（毎年10月31日まで）<ul style="list-style-type: none">・ 上期の実績								

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下期の事業計画 ④ 随時報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定額（1件10万円）を超える不測の修繕の協議 ・ 苦情のうち重要な案件 など ⑤ (年度の) 実績報告（毎年4月30日まで） <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初計画に対する事業評価 ・ 施設の利用状況(年度実績をまとめた総括表) ・ 施設の利用料金等の収支実績(年度実績をまとめた総括表) など ⑥ 指定管理の終了時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の管理に支障が生じないよう誠意をもって引き継ぎを行うこと など ⑦ 指定管理者の経営状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者のうち法人については、貸借対照表及び損益計算書など法人全体の経営状況の分かる資料を、法人の中間期においては1か月以内、決算期においては決算確定後速やかに市に提出すること。
コロナ禍における市の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等の支援策（雇用調整助成金や持続化給付金など）を活用できる事業所は確実に手続を行う旨を伝達 ・ 令和2年度以降は、上記支援策を活用してもなお、収支がマイナスとなった場合などは、補填金を支払うほか、指定管理料を見直すこととした。(※)

※ なお、同社については、令和2年度及び令和3年度において、いずれも収支実績がプラスだったことから、補填金の支払いや指定管理料の見直しは行っていない。

【参考】前指定管理期間の協定内容

指定管理期間	平成31年4月1日から令和4年3月31日まで（3か年）	
指定方法	随意指定	
指定管理料 (指定管理期間合計)	くわどり湯ったり村	104,940千円
	ヨーデル金谷	21,120千円
	ゆったりの家	2,739千円
	合計	128,799千円

※ 令和元年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少したことから、3,502千円の減収補填をしている。

(3) 損失補償

同社が事業運転資金として融資を受けるに当たり、えちご上越農業協同組合との当座借越契約について、市が同組合と、借入限度額とその利息を範囲内として損失補償契約を締結

借入先：えちご上越農業協同組合

借入目的：事業運転資金

借入限度額：40,000 千円

契約期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日

※ 毎期、議会の議決を経て更新

貸付利率：年 1.50%（令和 4 年度）

【参考】令和 4 年 11 月末残高：15,602 千円（今後、変動する場合あり）

3 今後の対応について

(1) 市の対応

① 本件に関する同社への対応

- ・ 同社に対して、早期に調査を終了させること、新潟労働局への返還金は同社が返還することなどを求めた。
- ・ 弁護士による調査終了後は、その調査結果を踏まえ、指定管理者としての処分や会社の在り方について検討する。

② 今後の施設営業について

- ・ 弁護士による調査結果が出るまでは、指定管理者として適当であると判断できないことから、同社に対し、管理する 3 施設を当面、休館することを通知した。
- ・ 施設の休館は、予約状況などを踏まえ、来年 1 月 5 日（木）からを予定
- ・ その後の営業については、調査結果等を踏まえ検討

(2) リフレ上越山里振興株式会社の対応

- ・ 現在、弁護士に依頼し詳細な調査を行うとともに、早期の返還に向け対応中
- ・ 調査結果がまとまり次第、改めて会見を行う予定
- ・ 今後の施設営業について、予約状況や職員に動揺が見られる現状、市からの通知を踏まえ、12 月 20 日（火）に開催した取締役会において、来年 1 月 5 日（木）から、当面、休館することを決議した。